

平成27年 第1回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年 2月 4日 開会

平成27年 2月 4日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年2月4日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第1号 専決処分した事件の承認
- 第 6 議案第1号 大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正
- 第 7 議案第2号 大樹町立保育所設置条例の一部改正
- 第 8 議案第3号 平成26年度大樹町一般会計補正予算(第12号)
- 第 9 議案第4号 工事請負契約締結事項の変更

○出席議員（12名）

1番 加藤明浩	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 柚原千秋
7番 福岡孝道	8番 高橋英昭	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 安田清之	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	伏見悦夫	副 町 長	酒森正人
総務課長	布目幹雄	企画課長	松木義行
町民課長	林英也	税務課長	郷原憲治
保健福祉課長	村田修	農林水産課長 兼町営牧場長	瀬尾裕信
商工観光課長兼 地場産品研究 センター所長	松本清隆	建設課長	高橋教一
水道課長兼 大樹下水終末処 理場長	鈴木敏明	会計管理者 出納課長	高田末雄

病院事務長	黒川豊	老人ホーム所長 兼老人デイサービスセンター 所長	森博之
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長 学校給食センター所長	吉岡信弘	社会教育課長 兼図書館長	小森力
農業委員会会長	鈴木正喜	事務局長	角倉和博
代表監査委員	澤尾廣美		

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係長	鎌塚喜代美
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 加藤明浩君

2番 齊藤徹君

3番 杉森俊行君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長福岡孝道君。

○福岡孝道議会運営委員長

議会運営委員会報告。

本日9時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、ご報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、承認1件、条例の一部改正2件、補正予算1件、契約締結事項の変更1件であります。よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間といたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

伏見町長。

○伏見町長

それでは、平成26年12月8日開会の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1点目の要望、要請関係についてということでございます。これは、航空宇宙関連、のいろいろなもろもろの件につきまして、1月29日から30日、地元の選出の国会議員さん、そしてまた宇宙航空研究開発機構、これは本社と航空本部、これは三鷹、そして調布、宇宙科学研究所ということで相模原にそれぞれ議会議長さん、副議長さんともに要請等の活動を行っております。

たまたまこの日は時間がちょっと余裕があったということで、相模原の市長も表敬訪問しております。また、雪印乳業本社にも足を運びまして社長、常務以下とも面談をしてきたというような状況であります。

2番目の勲記の伝達でございますけれども、1月20日、尾田の金丸成彌氏が旭日単光章を受けました。今回、北海道十勝総合振興局の副局長より伝達がありました。

3番目の平成27年度の行政区長さん、区長代理につきましては、それぞれ過日の区長会議等も開催をいたしまして、このような形でご報告をいただきましたので、それぞれ委嘱状を交付してございます。

それぞれ各行政区、区長、区長代理者については別紙添付してございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

行政区の懇談会でございますけれども、4番目です、12月15日、旭・中島行政区で10名の方が出席をされてそれぞれ開催してございます。

ご訂正願いたいと思えます。ここに、人と名ということで二つ字がいつていますけれども、これはどちらも同じなのですけれども、人のほうを消して10名ということでご訂正願いた

いと思います。

それから、5番目の大樹町立の旭保育所の統廃合についてということで、経過等についてご報告を申し上げます。

旭保育所の統廃合ということでございますけれども、過去、今まで平成15年度以降、ずっと20年度ごろまでは子供の数が10名ほどおりました。ここ四、五年、9名とか7名、そして現在は26年度のときは5名というような状況下になりました。

そこで、24年の10月のときからいろいろと地域の皆さん方と今後の旭浜の保育所については児童数も減少してきているというようなこと、それからまた市街地の保育園も検討していきたいというような、そういうようなご家庭もございました。

24年10月から何回かいろいろと父兄、そしてまた懇談会のあるときには少なくなってきたので、できれば統廃合して閉所したいというようなお話をさせてきていただいております。

26年の年になりまして、児童数が4名、2世帯でスタートいたしました。通所保護者よりこの人数であれば、市街地の保育園も検討したいということがお話がございました。早速、私たちがこれらのことにつきまして5月22日に入所保護者との懇談会、そしてまた1世帯は集団になれるというようなことで、来年度からは市街地の保育園を希望しているというようなことも把握をいたしました。

また、要望としては閉所する場合には通園バスの運行をお願いしたいということで、それぞれ子供含めてそれぞれ親も市街地の保育園の視察も行っているというような状況下にあります。

それで26年8月21日には皆さんお集まりをいただきまして、ご協議をした結果、この26年度末ということは27年3月をもって旭保育所の閉所を了解をしていただきました。

その後、昨年12月15日には旭・中島行政区の地域懇談会がございました。この懇談会の中でもこのようなお話をさせていただきながら、大変、ちょっと寂しい思いもするけれども、いろいろ子どものこと、またいろいろなことを考えるといたし方ないだろうというようなことで了解をいただきました。

ただ、前段申し上げましたように、優先的に通園バスを保育園へ移送していただきたいというようなことで、私たちがそれにしっかり対応するというようなことで一応、旭保育所の閉所について了解を得られたというようなことで、きょうの行政報告というような状況であります。

また、今後、通園バスは新年度予算で購入しようと思っております。4月1日から移送については業者さんへ委託をしていこうかと、これは今、予定でございます。送迎のルートについては、これは保護者と今後、それぞれの家庭がまとまっていませんので、1戸1戸回っていくというのは、経路のこともありますので、これは今後とも協議を行って、なるべくご負担のかからないようにしていこうかということで考えております。

4月から送迎する旭・中島行政区の児童の今の予定は6名というようなことになっており

ます。

それから6番目の平成27年度の畜産の酪農政策価格についてということで、これもそれぞれ乳価の関係、また肉牛等については別紙についておりますので、これまた既に決定して新聞等で皆さんご承知かなと思いますけれども、このような形で決定しておりますので、きょう添付してございますので後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

7番目の人事関係でございますけれども、1月1日付で1名の新規採用、分掌がえでは12月15日で4名、同じく1月1日付で1名、それと南十勝複合事務組合の関係では12月15日で1名、分掌替えでは平成27年1月1日付で2名ということでの発令を行っております。

それから8番目、9番目、関係があるのですけれども、いろいろと行政報告、また補正予算等でもお認めをいただいております財産の所得と9番目は財産の処分でございます。これも、相手方は2条通の14番地の伊藤啓二さんということで、それぞれ宅地等の施設購入、また町の財産処分等が、これらが契約がまとまりましたので今回、改めてまた行政報告をさせていただきますということで今回、ご報告をするものでございます。

それぞれの取得地については取り壊し、または整地等もしっかりなされているというようなことでご報告を申し上げたいと思います。

10番目の入札の執行関係でございますけれども、工事請負契約では、いずれも指名競争入札による落札者との契約ということで1件でございます。

それから、工事請負契約の設計変更、これは旧尾田小学校の地下タンクの解体工事でございます。これも、工事内容等は変更ございません。契約金額が189万円に変更になったということで、工期と工事請負者も同じでございます。

この変更の内容、地下タンク及びこの車庫の基礎コンクリートの数がそれほど当初27.3立米でしたけれども、実際にこれらの処分地での検査をしたところ、25.4立米しかなかったと、1.9立米が少なかったというようなことで、これで設計変更をしようというようなことで、今回、それぞれ設計変更した工事請負契約での報告でございます。

11番目、その他ということで、ここにそれぞれ来町者、会議出席等が記載してございます。それぞれ、議員の皆さん方にも1月7日の消防団の出初め式、そして11日の成人式等にも大変寒い中でございましたけれども、皆さん方にもご出席をいただきましたし、また、いろいろな面で激励いただきましたこと、厚くお礼申し上げたいと思います。

また、29日には先ほど私、申し上げましたように、上京した際に相模原の市長を訪問いたしましたし、それぞれ今後の銀河連邦との取り組み等についての協議もさせていただきましたし、また、雪印メグミルクの本社に出向きまして、それぞれ社長の対応していただいたというような内容でございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

それでは、教育委員会関係の行政報告を申し上げます。

1点目でございますが、平成26年度全国中学校体育大会、また第35回全国中学校スケート大会出場結果についてであります。この1月31日から2月3日にかけて、長野県長野市エムウェーブにおいて3名を派遣してございます。

派遣者及び結果についてであります。堀川大地君、大樹中学校3年でございますが、スピードスケート男子1,500メートルにおいて優勝ということでございます。

また、3,000メートルにおいては準優勝という結果でございます。

また、堀川翼君、中学校2年でございますが、男子3,000メートルにおいては予選敗退、また男子5,000メートルにおいては6位入賞という結果でございます。

また、堀川さくらさん、大樹中学校1年でございますが、女子1,500メートルにおきまして17位、3,000メートルにおきましては18位という結果を残しております。

なお、全国学校対抗の成績において、大樹中学校は総合で4位と伺っております。大変、好成績を収めております。

第2点目でございますが、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございますが、南十勝長期宿泊体験交流協議会STEPによる体験活動の受け入れを12月20日、土曜日、参加者十勝管内の小学生22名、また親子2組4名を受け入れております。

以上で終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富君

今、町長のほうから行政報告が多々ございました。

私に言おうとしたのかどうかわかりませんが、町長も何か道の特別賞を受けたのではないのでしょうか。私、それが気になっていたから聞いてみようと思ったのですけれども、もしそうだったら心からお祝いいたいと思いますし、もしだめだったら残念でしたということ。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

今の内示の段階です。3月1日に本授賞式という、そういうことで承っております、何事もなければその日にいただけるかなと思っておりますけれども、まだ日程もございまして、これまた、もしそういうような名誉ある賞をいただいたときには何か行政報告がいいのか、議員協議会での報告がいいのか、何かの形はとらせていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

2ページの寒河江君の降任ですか、これは何か自分の都合か何かでこういうふうなことになるのかをちょっと、どのような理由でこのようになったのか説明を求めたいのですけれども。

○議 長

酒森副町長。

○酒森副町長

ただいま行政報告させていただきました人事関係の中身で、分掌替者の寒河江主査の関係のご質問がございました。

1月1日付で総務課の総務係のほうに降任という形で人事異動をさせていただきました。ご本人、昨年、運動中に体調を崩されて入院したというようなことで、現在、退院後は自宅のほうで療養しておりましたが、冬期間であるというようなことも含めて小樽、ご実家が小樽なのですが、そちらのほうで療養するということです。今現在、3月いっぱいまでの療養期間ということで療養をしております。

降任の関係につきましては、ご本人とも相談をさせていただいた上で、今後、職務にどういう形でつけるかというようなこともいろいろ検討させていただいた中で、ご本人からのお申し出をいただいて、今回、降任という形での発令をさせていただきました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議 長

日程第5 承認第1号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました承認第1号専決処分した事件の承認についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回、専決処分をさせていただきました件につきましては、平成26年度一般会計の補正

予算(第11号)でございます。

専決処分年月日につきましては、平成27年1月19日となっておりますので、ご承認をいただきたくご提案申し上げるところでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

布目総務課長。

○布目総務課長

それでは、承認第1号先決処分した事件の承認についての件でございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、平成26年度大樹町一般会計補正予算(第11号)について、規定による報告し、承認を得ようとするものでございます。

1ページをお開きいただきまして、専決処分書でございます。

以下、朗読し、説明に代えさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度大樹町一般会計補正予算(第11号)について、次のとおり専決処分する。

平成27年1月19日、大樹町長伏見悦夫。

平成26年度大樹町一般会計補正予算(第11号)について、平成26年度大樹町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

内容につきましては、以下、ご説明を申し上げます。

第1条でございますけれども、今回は歳入歳出共に52万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を67億3,953万2,000円としたものでございます。

内容についてご説明をいたしますので、3ページをご覧いただきたいと思っております。

専決処分をした予算の科目でございますが、教育費で52万3,000円を追加したものでございます。

内容といたしましては、教育振興費、教育振興事業で負担金補助及び交付金として52万3,000円を追加したものでございます。用途は、各種大会助成金であります。

本年1月10日から12日、札幌市において開催された平成26年度北海道中学校体育大会、第45回北海道中学校スケートアイスホッケー大会において、大樹中学校生徒3名が5,000メートル、3,000メートルなどの各種種目において優秀な成績を収めたことにより、上位大会となる全国中学校スケート大会への出場資格を取得し、去る1月31日から2月3日において、長野県で開催されました全国中学校体育大会第35回全国中学校スケート大会へ出場いたしましたので、これにかかる経費の一部を助成する内容の補正予算となっております。

助成の内訳といたしましては、出場選手3名と随行者1名分の大樹町から長野県長野市までの往復交通費、滞在費、大会参加料など合わせまして52万3,000円となっております。

す。

次に、2ページの第1表歳入歳出補正予算の歳出のほうをご覧くださいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、補正額ともに52万3,000円、歳出合計補正前の額67億3,900万9,000円、補正額は52万3,000円、計で67億3,953万2,000円となるものでございます。

もう1ページ、お戻りいただきまして、歳入でございます。

19款繰越金、1項繰越金、補正額ともに52万3,000円、歳入合計、補正前の額67億3,900万9,000円、補正額52万3,000円、計で67億3,953万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎日程第6 議案第1号

○議 長

日程第6 議案第1号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についてのお願いでございます。

今回の改正前と改正後のそれぞれ名称をつけておりますけれども、旧中島小学校、旧歴舟小学校が今回、いろいろと震災絡み、また行政区会館等の機能を持った、そういうような施設にするというような形での事業が完成をいたしました。

今回、これらのことについて改正条文をここに記載してございますように、中島地域コミュニティセンター、そして歴舟地域コミュニティセンターというようなことでの名称改正というようなことでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明いたさせますので、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

布目総務課長。

○布目総務課長

それでは、議案第1号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の条例の改正につきましては、中島福祉ホーム及び歴舟児童館を地域住民の組織活動の場として行政区会館に指定し、これまで使用してきたところですが、昨年から旧中島小学校及び旧歴舟小学校を地域住民の交流の場や地震、津波などの災害時における避難所機能を備えた施設に改修する工事を行ってきました。

昨年12月に施設の改修工事が竣工いたしましたので、今回、それぞれ両施設を行政区会館として設置するため、規定の条例の名称等を改正するものでございます。

それでは、表の中でございますが、規定は別表になってございます。第2条関係の改正となるものですが、まず1点目が名称、中島福祉ホーム、それから所在地が字中島165番地1を改めまして、中島地域コミュニティセンター、それから所在地にあつては、字中島172番地1に改めるものでございます。

一つ下がります、2段目でございますが、ここは振別の福祉ホームでございますけれども、一番上の中島福祉ホームの名称を変更することに伴いまして、振別の福祉ホームの文言の字句の整理を行うものでございます。

それから、一つ下がります、3段目でございますが、名称、歴舟児童館、所在地、字芽武152番地6を歴舟地域コミュニティセンター、所在地にあつては字芽武183番地1に改めるものでございます。

なお、この名称でございますけれども、昨年9月に関係区長と協議をさせていただいておりまして、中島、あるいは歴舟、地域コミュニティセンターということで今回、名称を

決めまして提案しておりますけれども、これは共同生活を営む一定の地域、それから人々の集団、地域社会などと定義されております。

町や村、それから近隣の社会、文化的な交流やレクリエーション的、あるいは教育的な利用もできる拠点として広く国内外で持ち入れられているということでございます。

今回、旧学校が地域にとってこのような役割を果たしていたこともありまして、学校区を基本とした広域的な利用施設として両関係区長さんとも相談してこの名称にしたという経過でございます。

それから、附則でございますが、条例の執行日でございます。公布の日から施行するということでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

歴舟児童館、私は中島のほうは余り詳しく知らないのですが、歴舟児童館ということになると、歴舟児童館を地域のコミュニティセンターみたいなところをなくして小学校に持っていくと、ということになれば児童館が今度、空くということになると思います。そのこれからの使用方法というのですか、その対策とか何かは考えているのでしょうか。

○議 長

布目総務課長。

○布目総務課長

両地区の施設が今後移転されますと、利用しないということになるわけですが、地域の方ともいろいろな説明会の中でもお話もこの間もしてきておりますけれども、新年度以降にもう少し具体的にその利用方法を検討いたしまして、例えば利用しないものであれば取り壊しをさせてもらおうと、あるいは利用したい方が出てくればどういう形かはあれですけれども処分をしていくということが、その中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議 長

日程第7 議案第2号大樹町立保育所設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてのお願いをするものでございます。

この条例は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、尾田保育所を尾田認定こども園として位置づけするものであります。

この法律の第3条では、認定こども園に係る施設について定めてあります。

本年4月から尾田保育所を保育所型の認定こども園とするための改正条文であります。また、旭保育所につきましては、先ほど行政報告でさせていただきましたが、入所児童数の減によりまして、今年度をもって廃止をすると、当該部分にかかわる改正も同時に行うというような内容でございますので、内容等をご審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、内容等については保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第2号大樹町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてのご説明をいたします。

今回の改正は、町立の尾田保育所を本年4月から尾田認定こども園とし、町立の旭保育所を本年度末をもって閉所する、以上が主な内容でございます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明をいたします。

まず、最初に条例の名称です。旭保育所を閉所し、尾田保育所を認定こども園にするため、保育所の名称を認定こども園に改正するものです。

次に、第1条です。認定こども園の設置の根拠法令が就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律となるため、第1条では児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39号を就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成18年法律第77号第3条第2項第2号に改めます。

大樹町立保育所(以下、「保育所」という)を大樹町立認定こども園(以下、「認定こども園」という)に改め、保育にかけるを削除いたします。

第2条では、保育所の名称を認定こども園の名称と表中尾田保育所を尾田認定こども園と改め、同じく表中、旭保育所大樹町字旭浜96番地30名を削除するものです。

次ページをお開きください。

第3条では、保育所を認定こども園に、所長を園長に改めるものです。

附則では、本条例が平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

第一に、旭保育所を尾田保育所に統合して名称を尾田認定こども園とすると。今、説明があったのですがそのとおりでよろしいのかと。

第2に新聞報道による尾田認定こども園の改称、ネーミングの募集の前か後かに子育て中の父母からアンケートをとったのか、これは前か後かというのを確実に聞きたいです。

第3に町長が提唱するコンパクトシティー構想に尾田認定こども園は私から見て12キロ逆行しているのではないかと、そこのところを御説明をお願いいたします。

第4に子ども・子育て支援会議の答申を町長はまだもらっていないと思いますが、村田課長、酒森副町長はこの支援会議の答申の結果をもらっているのでしょうか。

以上で質問の返答をお願いいたします。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

今、4点ほど杉森議員から御質問がございました。

1点目の、これは旭と尾田とはちょっと切り離して考えていただきたいなと思っています。

旭は保育所ですから、旭保育所を閉所をして尾田に持っていくということではございません。尾田、あくまでも旭保育所の方は南か北の法人側に行っていただくということで一つご理解願いたいと思います。

補足があれば課長のほうから説明させていただきます。

それから、2点目の関係、ネーミングだとか、子育て中のアンケートの関係、これはまたちょっと課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、尾田のほうに云々ということで、町が今、進めていることを考えると全くそのとおりなのです。私もそう思っているのです。

これは、やはりこういうような法律ができた、即そこで、それでは市街地でやれるかということで、こういうようなことも以前からわかっておりました。こういうことになっていくぞということは。

ですから、保育所、法人側とも何回かのご協議をさせていただいております。そこで、結論的には今年度はできませんと、はっきり申し上げられました。それで、私たちはこれは苦渋の選択でした、尾田という。町の中でできればいいのですよ、本当は。そうすると子供さん持っておられる方も近くていいなということになるのですけれども、そういう施設整備するのは大変、お金もかかりますし場所もないと、お金のことは私は挑みませんが、そういうような場所がない。

万が一、1年間で2年後に法人側がどこかでやりますよといった場合には、やはりそこへお任せをしなければならない。そうすると、うちでやったことがまた無駄になりかねません。

ですから、そういうことを含めて今後、法人側とよく相談をさせていただきたいということで、今までの子育て支援会議の中でもご相談をさせてきていただいております。

大変、不便な面もありますけれども、できれば今、議員おっしゃるようにどこかのところにしっかりとしたそういうものを町と法人側とでしっかりとした協議をさせていただきながらまとめていくと、これから子育て大事ですから、そういうものも含めて今後は新年度からしっかり総合計画にもうたってありますし、それから今もらったかというのですけれども、この答申書、私もいただきました。いろいろご意見出たことも全部細かに報告を受けております。大変、委員の皆さん方からも今後の認定こども園に対する考え方、それから資格の問題、保母さん方の、そういうようなことも含めて今年度中でやはりしっか

りと対応していくものもあるのかなと思っておりますので、これはまたよく法人側ともご相談をしながら取り進めていくべきなのかなということで考えております。

あとはネーミング云々とか、アンケートの関係、課長のほうからご答弁させます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、アンケートの件ですけれども、このアンケート調査につきましては、子ども・子育て支援会議、こちらのほうで国のほうから必須の事業として指示がされておりました。これにつきましては、昨年の秋から冬にかけてアンケートのほうをとらせていただきまして、最終集計ができたのが5月ということで、そのアンケートの結果について会議のほうで報告をさせていただいております。

あと、答申についてですけれども、1月29日に最終の会議を開催させていただきまして、答申のほうを会議の会長のほうからしていただいたところです。

以上でございます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議 長

再開いたします。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

そのアンケートにつきましては、昨年のとりましたのが、実際、配りましたのが秋くらいに配っておりますので、実際、一昨年の秋に配っておりますので、配って26年5月までの集計ということになっておりますので、説明する前にアンケートはとっております。

あと、ネーミングにつきましては、今回、認定こども園ということで、保護者等への説明が10月に行ったのですけれども、その後に新たに認定こども園ということにするのであれば、愛称という形で募集したほうがいいのではないかということで、町内でちょっとどのようにしたらいいかということで相談いたしまして、募集するというので今回させていただいたというような経過がございます。

以上です。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

この1番と2番逆行するのですけれども、2番の尾田でやるという説明をする前にアンケートをとったというのであれば、父母の方も尾田でやるという文言が先に出てくると、賛成とかという意見はもっと激減するのではないかとこのように思います。

そして、アンケートの回答率です、それは予定のこのように会議やってきましたという予定表を見ると50%ぐらいなのです。ということは、父母の方が関心を持っていなかったのか、それともアンケートを全員に渡しても内容が街場でやるのだろうという思いでやらせたのかということが出てくるのです。

そういうことはやはり、このアンケート結果というのとはもっと違ってくるのではないかとこのように感じるということ、一番目の先ほど言った尾田の名称と、やはり尾田の名称がやはり初めの説明のほうでありましたが、大樹認定こども園をやるというのであれば、この尾田を次の名称のところの尾田というのが入ってくると、やはり父兄の方は物すごく心配するのです。

それはなぜかということ、女性の人に働きなさいと言いながら、尾田に行くということになると、保育所は溢れた人たちが行きなさいということになると仕事する暇ないですね、そういうことが出てくるのにやはり皆さんの不安が募るといって、尾田という名称は外してもらいたい、大樹認定こども園の条例であれば、そのネーミングをきちんとしたといつか、名称を募集するなりして尾田という名前をとってもらいたい。

それから3番目の町長が逆行するということは、町長もそれはそのとおりでいって、私も町内でいろいろ保育、幼稚園をやるとすればどこがいいということで調べてもなかなかないですね、場所が。そういうことはわかっていたので、それはそれなりにいいと思います。

それで4番目ですけれども、町長のほうに報告が行っているということは、村田課長にも酒森副町長にも行っているということによろしいと思います。

また、この会議があった情報というのが全然提示されないですね、ということは私たちはこの認定こども園の情報をどこから仕入れているのか、例えば村田課長にこの議事録などありましたら見せてもらいませんかという質問をするのですけれども、いや見せられませんと、そうすると私たちは情報がないのでということなのです。そして村田課長のほうによるとコンピューターとか、その中に入っているでしょうと言われる。コンピューター持っていません、コンピューター使われない人どうして見るのですかと、そのような配慮が物すごくないですね。自分が持って、自分ができるのだからみんなできるというみたいな感覚を持っている、それが私にはちょっとわかりませんので。

例えば、保育所ならどこかに置いておくとか、施設とか病院とかにこういうのがありますよということをおけば済むことではないかと、すごく怠慢をしている職員の姿も見えるのですけれども。

それで、ちょっとこれは私のあれなのですけれども、私はただいま出てきている条例、

これは子ども子育て支援会議の答申を受けて、その答申を議員協議会にかけて、そこで説明をきちんとして議会の論議を経て、町議会の賛同を経てからこの条例を変えるべき問題ではないのかと思うのです。やり方、逆なようなすごく気がするのです。条例をつくりました、はい、あなたたち説明した人たち、そうしたら今度、一般質問します、もう条例で決まっているから知りませんよと言われて、これで終わりなのです。この条例のやり方が物すごく逆ではないかと、それを考えると私たちというのは議会を物すごく軽視をしているのではないかと、そして子育てをしている父母の方たちの目線に立って出していないのではないかとということを感じます。

それともう一つ、子育て会議委員ですか、これは一般から出ているのですけれども、検討委員というのがあるのです。これは大樹町の職員がやっているのです。半分ぐらいの課長と係長になっている。その人たちがどういう意見でやってきたのかという、これ情報公開しないとわからないですね。私、その課長なり検討委員ですか、その人たちの意見をはっきりと聞きたいと思っています。

そういうものが全然なくて、悪く言えば密室でこういうものを決めているのではないかとこの不信感を物すごく思います。

それで、第3回の会議で反対意見が3か4出たと、これ聞いているのです。ところが、第4回になったら、今まで議論をもう出尽くしましたので、事務方の内容でこのまま進めていきますと言われたときに首をかしげた人が何人かいるのですね。そういうふうな強制的というわけではないけれども、それに向かって引っ張っていくということ自体をやるといっても、ちょっと私、納得できないですね。

それは去年だか、おととの通学路の問題もそうなのです。会議をやりましたと言いながら、事実的に聞いて歩くと全然会議やっていないのですね、そういうことを町はまだやっていくのですか、自分たちの目線で物を考えて、父母の会の目線を潰して、そして進んでいくという感じを受けるのですけれども、これに対していかがなものでしょうか。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと経過的なこと、また、今、課長云々ということは、また後ほど課長のほうからも説明させますけれども、いずれにしても、この子育て云々ということは、私たちは自分たちで勝手にこの町、大樹町でつくって、それを勝手に今こうやって出しているではございません。

先ほど申し上げましたように、国のほうで今、このような法律をつくって、これに従った中で取り組みをなささいよというようなことで我々は今回、こういうことでのご提案だということを一とつ理解をしていただきたい。

それと、これいろいろと細かい話になるのですけれども、この保育所にもその所得に応じた中で、今までは皆さんみんなお入りになられたのかなと、入れない場合もありました

けれども、今回の認定こども園の場合には、お仕事の持っていない、そういうお仕事をし
ていない家庭にいる、そういう方もいらっしゃると思います。そういう方は、はっきり言って保
育所に入れない、そういう方をこの認定こども園で通園してもらおうというようなこと
で、今、こういう制度をやらなければ何人の方がやはりそういうような対応にしてい
ただけないというようなことになりかねません。

私たちは、しっかりとこれは先ほどから申し込んでいるように、法人側で受け入れる数はこ
こまでだと、それは何とかやっていただきたいと、こういう家庭については、これはこど
も園に通園してもらい、そういうような考え方でのご説明で、既にご理解を得られてい
るかなと思っています。

今までの方式とはがらり変わってしまったのですね、今度、国の法律が。これに基づい
て、2年、3年の余裕があればいろいろと議員に説明したり、また父兄にもご説明できる
期間もあったのかなと思っていますけれども、1年以上の余裕がありましたから、このこ
とはしっかりと我々も内部で協議したものを上げて、そこでまた支援会議の中での協議で
今回、ご答申をいただいたというような経過でございます。

ただ、答申の内部を何とか公表できないかというのですけれども、これを議事録のよう
にきちんとした中で出せば出せます、はっきり言って。これを出すと、またちょっ
といろいろと弊害が出てくるのかなと思っています。

ある程度の一定の意見があった、こういうことがあったということは今、議員もおっ
しゃったようなこともありました。これは、やはり説明することによって、その場で説明
して私からも説明をして理解を得られたのかなと思っています。それでも理解を得られ
なければ、何のための委員だったのかなと、今はそういうふうに考えております。

ですから、委員の中でしっかりと皆さん議論をした中で答申をいただいたというよう
なことでご理解願いたいなと思っています。

答申をいただくのでも本来は4回だったのですけれども、やはりまだちょっといろい
ろと意見がある方がいらっしゃるよということですから、もう1回、5回開催をして、そし
て答申をいただいたということでひとつご理解願いたいなと思っています。

それから、職員間も今後やはり子育ては大事だと、この子育て支援会議の云々のことば
かりではなく、今後、今どうやってこの人口減少を支えていくのだと、そのためにはこの
子育てが大事だろうということで、今そういう部会を設けて、もう既に4回ほどやってお
ります。これは、各部会から機会があれば報告せいというのは議員の議員協議会でも報告
できるような、そんな隠して密室でなんて、そんなことは我々は一切思っていないので、
出せと言われれば何ぼでも出せます。

ですけれども、いろいろな読んでいくと弊害が出てくるぞと、それでやはりこういうこ
とがありました、こうですよというようなことでの内容説明しかできないのかなと思っ
ております。

いろいろと今後、ご父兄、また通園される方からもいろいろとご意見は賜っています。

私たちもその話はしっかりとこれから受けとめてやっていかなければならないのかなと思っております。

内容的にインターネット云々とかという話はちょっと私もそちらのほう、余りうといものですから、それは課長のほうから説明させます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回、会議の答申をまとめるに当たってパブリックコメント等も求めたのですが、議員ご指摘のとおりホームページで公開をさせていただいたところがございます。

確かにおっしゃるとおり紙をきちんと、紙の形で出せない方もいるので窓口とか、そういった保育所とか、そういったところに配るといったところにつきましては正直申し上げましてちょっと配慮が足りなかったというふうに思っております。

今後、計画等ほかにもありますので、そういうものにつきましては、そういうふうな形での配慮等していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

名称の話ありました、尾田を抜けということですね。これは、どのような名称変更で来るか今、募集していますからわかりませんが、いろいろとまたそういうような何というか選考委員というのですか、そういうものも設けてきちんとやっていかなければならないかなと思っておりますので、余り尾田には関わらなくもいいのではないかなと、あってもいいような、私としてはいいのかなと思うのですけれども、それを除けということであれば、そういうようなご意見も議会からありましたということを選考委員さんにお話する程度しかできないのかなと思っております。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

愛称のほうはそういう形でさせていただきたいと思います。

杉森議員の多分、ご指摘の部分は第2条の名称の部分の認定こども園の部分だろうと思いますが、従前、町長がお話ししたとおり、その法人との兼ね合いもございまして、今、法人ができるのであればそちらのほうにもお願いしていくということにもなるかと思っております。

あと、尾田につきましては、その地域に根差した尾田保育所の時代から地域交流等も踏まえた形で特色のある保育所ということで、それにつきましては尾田認定こども園になっても、地域の方々のご協力をいただきながらこども園をやりたいと思っております。

ので、名称については尾田認定こども園とさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君、3回目です。

○杉森俊行君

旭の保育所を閉所するという事になれば、ここでは保育士があふれると言えればおかしいですが、出てくるのですね。それは、この尾田に統廃合するのであれば、尾田の保育所の認定人数が前も今も30名なのですね。もしかしたらこれに旭の保育士を尾田のほうに回して、平米数が足りれば30名と申請というか、ここに書かないで、実質的には50名でもいいのではないかという気がするのです。大人数の申請というのですか、国に出すのかという、そういう事情があるので、そういうことをしておかないと子どもが増えるということは皆さんないと思っているかもしれませんが、認定こども園というのですか、この普通の民間でやっている、いやいや私たちは山のほうで育てたいのだという人が出てくれば、30名から逆にあふれて、逆に尾田のほうがあふれるという可能性が出てくるので、そういうことをもう少し考えて増やしておくという申請はどうなのですかということ、万が一の話をしたらあれなのですけれども、旭浜の通園の方々も尾田のほうに行きたいと、旭山は海を見て育ったので、今度は子供には山を見て育てたいと、酪農のほうを育てたいということになれば、これは旭浜から事実的には尾田までバスを出すということは申請があった場合はあるのかどうか、申請の内容の人たちはみんなもう上がってきているから尾田に行く人はないと思いますけれども、そういうことも考えの中にあるのかどうかという質問です。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず1点目の定員の関係ですが、尾田保育所につきましては当初から施設の面積等が30名を予定してつくってあります。ですので、これを例えば50名に増やすということになりますと、施設の要件が備わっておりませんので増築等をして、ある程度、部屋をふやさなければ対応ができないということになっております。

ですので、当面、30名で見ながらということ考えております。ただし、定員30名だから30名以上は受け入れられないということとはございません。例えば、ゼロ歳児とか乳幼児につきましては、ほふく室とか専用の面積が厳しく基準で定められておりますが、例えば3歳以上の子供については、ある程度、余裕を持って超過定員で受け入れても構わないということで国のほうからの方針も出ておりますので、30名超えたから入れませんというようなことはしないような形で運営をしていきたいと思っております。

2点目の旭の方が仮に尾田へ行きたいという場合、バスが出るのかということなのですが、原則、郡部の統廃合した方については市街地の保育所に通っていただくということでのバスの運行ということで調整しております、個人の理由でどうしてもそちらへということになった場合については、基本的には保護者の方をお願いすることになるというふうに考えております。

以上でございます。

あと、保育士との関係ですけれども、今回、尾田につきましては全部で26名ということになっております。全部で3クラス程度ということで、今の時点では考えておりますので、各クラス2名程度の職員が必要になろうかと思っておりますので、今、正職員で2名いるのですけれども、新しくといいますか旭の分の方が2名異動しまして4名ということで、あと足りない部分については臨時の方等もお願いして運営のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

認定園の関係で、制度的に聞きたいのですけれども、今、同僚議員の質問の中で平成25年4月に大樹町子ども・子育て支援会議の設置条例が制定されて、支援会議を進めていったのですけれども、今、もう町長の答弁の中で1月29日に素案が提案をされたと答弁でした。

その後はパブリックコメントをして、町側に何月何日に支援事業計画が答申されたのか、その1点を聞きたいのと、もう1点は平成22年に大樹町次世代育成支援行動計画の策定をし、同計画を継承した大樹町子ども・子育て支援事業計画を作成されましたが、その計画の中に認定こども園の計画が盛り込まれていたのか、いないのか、ちょっとまず2点、お聞きします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず1点目の答申の日にちですけれども、1月29日の会議におきまして、会長のほうから答申をいただいたところです。

2点目の次世代育成計画の中に、認定こども園の記載があるかどうかにつきましては、申しわけありません、ちょっと今、資料のほうを確認させていただいて後ほど答弁させていただきますと思います。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 20 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

済みません、先ほどご質問いただきました次世代育成支援行動計画のほうですけれども、こども園についての記載はございませんでした。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それですと、それなら第5期の総合計画の中にあるのは、福祉の部分の中にはこども認定園をやるという文言は盛り込まれているのですけれども、それで認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特色を持ち合わせた地域子育て支援も行うのですけれども、教育と保育を一体的に行う施設なのです、基本的な考え方、国の考え方は。これが教育委員会も深くかかわっていくのですけれども、幼保連携、また幼児教育から考えると、今の若い、次世代のお父さん、お母さんは大変関心あるのですね。

そういった部分でアンケートの中で幼稚園があるといいですねと、多分そういう評価だと思います。

それで、幼稚園教育のかかり方ですけれども、例えば運営主体は保育所係ですよ、幼稚園教育は学校管理、学校教育なのですけれども、それぞれどういう形で、考え方で4月から取り組んでいくのか、それとカリキュラムの構築はどうなっていくのか、その辺を保育所係と教育委員会と双方にお聞きしたいです。

それともう1点、あと、国の制度に基づいて子ども子育て支援取り組みは、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育、保育、子育ての支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの整備に平成27年から5年間を計画期間とすると、そこで市町村子ども子育て支援事業計画をつくることになっているのですね。

これは、平成26年度の9月の改良版のすくすくジャパンという中に書かれています。

そうすると、ですから、この27年からの5カ年の計画の中に、先ほど22年から26年の総合計画で盛り込まれていなかったよと、行動計画に入っていないと、新たにやるといったら27年度以降の計画に基づいてやると思うのですけれども、この期間に認定こども園を計画整備でも、別に問題はないのではないかと思います。

なぜ、この短い期間でわずか2カ月、6カ月で認定こども園を開所するのか、この2点をまずお聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、認定こども園の幼保連携とといいますか、幼稚園部門と保育園部門の整合性とか、そういう教育委員会部門とのカリキュラムということについてのお問い合わせでございます。

まず、尾田認定こども園ということで新たにつくりたいと考えておりますので、この部分につきましては、例えば保育部門ですと小規模ということがございますので、異年齢での交流、縦割りですね、縦割り交流での保育を実施する、あるいは教育委員会にもちょっとお願いをしているのですけれども、教育委員会のほうにはAETの方がおりますので、AETの方による英語教室、教室といたしましても楽しく英語になじんでもらうとか、そういった形でのカリキュラムということを予定しております。

3歳以上の幼稚園部門と保育園部門ということのカリキュラムといたしますか、教育、あるいは保育の要領等のことについてなのですけれども、この部分につきましては厚生労働省と文部科学省のほうで整合性をとっておりますして、3歳から5歳についての幼稚園の教育要領と文部科学省で定めております保育所の指針については、ある程度といたしますか、大幅に歩み寄ってつくられておりまして、幼稚園だからこれを特別にしなければいけないとかというようなことを求められているということでもございません。

例えば、幼稚園の3歳児ですと幼稚園教育要領に定めてあるのは、例えば身の回りをきちんと清潔にしましょうとか、生活に必要な自分の行動を行えるようにしましょうとか、友達との簡単なルールを守って遊びましょうとか、そういうことが幼稚園の教育要領で定めてありまして、保育所の保育所指針のほうにもそういうことが書いてあります。

ただ、保育所の部分につきましては、ゼロから一、二歳児の部分もございますので、心身の生命の維持の確保とか、情緒の安定とか、食事の排せつとか、そういった部分で保育所と幼稚園部門との差が出ているということになっております。

あと、2点目の短い期間での開設ということだったのでのですけれども、今回、27年4月から、新たに子供の認定の制度が変わります。新たに認定という制度になりまして、1号認定、2号認定、3号認定ということになります。

1号認定は、3歳以上で保護者の方が働いていない、教育部門の方、幼稚園部門ということになります。2号認定が、3歳以上で両親ともフルで働いているような方が2号認定、3号認定は同じく保育所部門なのですけれども、ゼロ、一、二歳児の子供といるようになっております。

今回、国の制度の改正によりまして、この認定制度が変わったことにより、この1号認定の子供を受け入れる場所がなくなるということがありまして、そういうことも含めまして当面、尾田のほうでその1号認定の受け皿ということで、尾田を認定こども園にしてやっていくというようなことで、ちょっとスケジュール的なところでちょっと窮屈な部分

もあったのですけれども、そういったことで尾田のほうを認定こども園ということでさせていただくということで全体的な運営というか、事業の進め方をさせていただいたところ
です。

以上でございます。

○議 長

小林教育長。

○小林教育長

幼保連携につきましては、私どもでは昨年だったと思うのですけれども、保育所の役員の方々、お父さん方でしたけれども参加をいただいて、今後の保育所のあり方といたしますか、幼稚園も含めてどんな考え方を持っているのか意見交換を一度開催をしたことがございます。

また、認定こども園につきましては、運営形態が先ほどの町長のほうから答弁がありましたけれども、あくまでも保育所型ということでございますので、私ども教育委員会のほうで関与する部分というのは非常に少ないのかなというふうに思っております。

また、今、保健福祉課長ほうからあったように英語教育、それらについては私どものほうにお話も伺っておりますし、A E Tもいらっしゃいます。そのような中で、小学校、中学校の英語のカリキュラムを調整しながら、そちらのほうに支援をしていきたいなというように考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今、福祉課長のほうから教育要領と保育指針が整合性を持ってやっているのだよと、これはわかりました。でも、それって行革、行政が知っているだけであって、保護者、利用者にはその辺きちんと理解していただいているのかというのが、それが疑問なのです。その辺ちゃんと説明したのか、また、例えば保育所説明会で例えば新しく今、教委長も言った英語教育に取り組むよとか、そういった新しい大樹町の特色ある認定こども園をきちんと保護者にきちんと理解を求めて、話、説明をされたのかということ、まずそこが大事なのです。そこをまず聞きたいです。

それと、これで最後なので、それで内閣府は平成27年の春の本格的なスタートに向けて、平成26年の夏までに事業計画の策定、施設、事業の基準などを策定をし、平成26年の秋ごろまでには施設事業の認可、確認作業を行い、それから保護者説明会と申請受け付けを行うというのが、これは基本的な姿だと思っておりますけれども、今回、大樹町の場合、今、期間がなかったと、課長もそうやって答弁をしました。

子ども・子育て支援会議計画、きちんとした1月29日に答申された中で、それにもかかわらず平成26年10月に保護者説明会、あわせてそのときに、その説明会の要領には認定こども園の詳細については一切書かれていないのですよね、あの黄色い紙。青い紙に

は、平成27年度、青い紙にはきちんとこども認定園(幼稚園部門)と書かれているのです。

それで、年明けて1月14、15日に尾田認定こども園入所説明会を開催しているわけです。まだ答申も出てない、事業計画も出ていない中で、なぜそこでされないうちにそうやって実施を踏み切ってしまったのか、その辺、聞きたいのと、最後にやはり本来は大樹町子ども・子育て支援事業計画の答申のもとに、これから認定こども園の計画実施、入所受け付けは先ほど言ったとおり本来の事業の進め方だと思うのですけれども、これが素案もなく、計画もなく、答申もなく、それに関係なく進めてきたのですよね、平行線で、最後一緒になるのですけれども、やはりこれは物事というか、進め方にやはり反していると思うのですけれども、こんな事業の仕方だとか、行政執行でいいのか、そうすると尾田認定こども園の実施に当たり、いつ、どこで、誰が、どのようなことで決定して、保護者説明会を実施したのか、最後それを3点お聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず最初に斉藤議員からありました、内閣府で説明しています事業計画の内容なのですが、当初、おっしゃるとおり26年の秋ころまでに全ての計画の策定が終わって、その後、保護者説明会とか、計画の周知とかということをするようにということで、国のほうでは定めて通知を寄こしておりました。

大樹町におきましても、当然、そのスケジュールに沿ってやるということで考えておりました。

しかしながら、この計画を策定するための国が必須としたアンケートの項目が非常におくれてまいりまして、当初、アンケートは年内に終わる予定だったのですけれども、実際にアンケートが終わったのが5月ということで、スケジュール的にもちょっとその時点で全体がおくれてしまったということになりました。

そういったことで、その制度全体への取り組みが遅くなってしまったところです。

2点目の10月に行いました保護者への説明会なのですが、この時点で仮申請という形で毎年、翌年度の入所申請につきましては、その時点で一度仮申請をしていただきまして、ある程度の保育所の入所者数等を把握したいという観点がございまして、仮申請の申し込みをいつも11月にさせていただいておりますが、今回は新たに4月からそういったことをしなければならないということがございましたので、その時点で認定こども園というものを町のほうで考えていて、設置を考えていますということも含めて話をさせていただきました。

ただ、その時点ではちょっと確かに斉藤議員がおっしゃるように詳細な部分についての説明がちょっとできなかったということも事実でございます。

仮申請を受けまして、ある程度、保育所、あるいは尾田につきまして尾田の保育所、あるいはその幼稚園部門の入所の希望者の方が把握できましたので、14日、15日という

ことで、あらあんなのですけれどもそのしおりという形をつくりまして、保育園の、あるいは幼稚園のスケジュールとか、どういう事業をするのかとかということを改めて説明をさせていただきました。

最後に、進め方についてなのですけれども、確かにおっしゃるとおりまだ計画がない時点でということだったのでのですけれども、そのアンケート等、その計画の取りまとめがおくれているということも含めまして9月に開催いたしました会議でご説明をさせていただきました。4月からは1号認定の受け皿の子供たちが必要だということも説明させていただきました。そこでご了解をいただきまして、同時並行ではあったのですけれども4月からの子供たちのその受け皿をつくるということでの作業のほうを進めさせていただいたというような経過でございます。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議 長

再開いたします。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

申しわけございません。実は、やはり幼稚園ということで、事前の10月に説明会を行った形で、どういうことをやるのですかということで保護者の方から随分詳しく聞かれました。

正直、私も勉強不足のところがありまして、ちょっとそこについて確認して後日ということでお話をさせていただきました。説明会のときに、先ほど説明していた内容で特段、私立の幼稚園みたいな特段、うちはこういうものをやるのですよということではないのですけれども、教育委員会と連携して、例えばそういう英語教室とか、そういう形をやらせてほしいとか、あるいは縦割りのさきの異世代の交流という形で認定こども園のほうの運営はさせていただくということで、改めて説明をさせていただいたところです。

以上です。

(「整合性、行政もやっているけれども保護者への説明はちゃんとされたのかという……」
と発言する者あり)

その部分につきましても、14日と15日のときにそういった形で大きな違いはありませんということで、生後3歳以上の子供については整合性はとれていますよと、ただ、幼稚園部門ということで、改めてそういう別な部門もありますという形で説明はさせて

いただきました。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

一つお伺いをいたします。

大樹町保育所設置条例、名称、大樹町認定こども園と、これ万が一、議会で否決をされた場合、いろいろ意見が出ていますし、いろいろなご意見も出ていますが、否決をされたとなったときに町として、父母として、お父さん、お母さん、この問題は生じるのか生じないのか。もう、きちんとした形をとってきたわけですから、これがそれでは否決をされましたとなったときにどういうふうな形におなりになるのか、これ議会、重たい判断をしなければいけないわけですから、これが否決されたとき、設置条例がだめということではできないのですから、これをどのようなお考えをしているのかお聞かせください。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

今回のこの設置条例、旭の保育所も絡んでいますから、いろいろとこれは万が一、否決ということに私は考えていませんけれども、そういう状態になったら、これは先ほどから課長が説明しているように不便というか、そういう恩恵というか、そういうところに行けないお子さん、家庭が出てくると、それを何とか救おうということでの対応ということで、まず率直にお考えをいただきたいなと思っております。

それから、先ほどからいろいろと支援会議の話が出ていますけれども、やはりどちらが先なのか云々ということなのですけれども、並行して進めていかなければ、いろいろと新年度の予算の関係も出てきますから、条例がやはり先に出てくるということで、我々も急いでやったのですけれども、委員さんも20名近くいらっしゃいますから、なかなか皆さん集まるという機会がない、そういう中で5回も持たせていただいて、いろいろと進めてきたと。

その中では、やはり今まで、これもちょっと今、私、これ古いのですけれども、昨年3月の定例議会に西田議員から今後の整備についてどうやるのだというご質問を受けています。私もこの子ども・子育て支援関連の三法、これに従ってしっかりと私たちは取り組んでいきますということで、もうそれ以前からいろいろと協議をさせていただきました、相手方も。

最終的にはできないという、やれませんかというから、今回、こういう形になったのかなと思っています。

いろいろとそれらに対しての心配事も我々もはっきり持っています。ですから、これが

云々ということになれば、やはり旭のことも絡んでいますから、できればしっかりとした取り組みをしながらやはり保護者の方々、子供にも影響の与えるような形でしっかりとやっていかなければならないぞという話は、過日の支援会議の中でも、最後のとき私ちょっと出張していませんでしたけれども、それをずっと今まで4回、出させていただきました。

その中では、しっかりとした取り組みをしていくというお話をしていました。これから、いろいろとその交通手段だとか云々とかというような話もいろいろと出てきます。これらもどうするのかというようなことも含めて、これらしっかりと今、やっていかなければならないのかなと思っています。

いずれにしても、経過的なことを踏まえて、ちょっと並行になっていきましたけれども、そのような事情もあったのかなと。

何分やはり、国が出し方が遅いのですよね、はっきり言って。これらの制度に基づいた中で、ちょっと急ぎましたけれども、アンケートの結果も我々見させていただきながら、また担当のほうでは該当者との個別のご相談もしながら、まだそれでもこういうことがちょっと心配ですという話も私も直接伺っています。このことをやはりクリアしていかなければならないなと思っています。よろしくお願いします。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

町長の思いは十分わかっているのです。今、ちょっと、これが、設置条例が制定されなかったとき、町の運営上こども園が設置できなくなるのですよね、そうですね。そうすると、旭浜、尾田等々含めて、それから仮申し込みと課長がお話をしておりましたが、これも御破算になってしまうのですよね、お母さん何人かいるのでしょうか、申し込みがあった方が。これ、設置条例がだめということになれば、これは1から振り出しにもう1回、町としてはやらざるを得ない、それか再度再提出をするかしかできないと、そうすると時間的に余裕が持てないということになるのかなというふうに思うのですが、これはお父さん、お母さんに迷惑をかける問題が発生するのかもしれないのか、ここら辺だけひとつお聞きをしたいと思います。

設置条例が万が一否決された場合、可決されれば問題はないですよ、否決された場合、私もそこら辺をしっかりと聞きしないとどっちに手を上げるかということができないのです。

やはり大事なのはお子さんなのですよ、お父さん、お母さんよりもお子さん方が幸せになるように、楽しい人生を送れるように議会としてもしっかりと見届けなければいけない議案だというふうに考えます。

ですから、これによって否決された場合にどういう形になっていくのか、私もその判断をお聞きした上で物事の考えてみたいなと思っておりますので、どういうふうになるかお聞かせください。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

前段申し上げたように、いろいろなことが影響してくるのかなと思っています。

今、該当者がそういう方でいかれるという方は11人いらっしゃいます。もし、それがやめましたと、あなた勝手にやってくださいと、これしかないですね、はっきり言って。

ですから、そういうことができるかどうかということが一つ。兄ちゃんがこっちに行っていて云々ということもあるし、先ほど1号、2号、3号の話が課長から出ましたけれども、そういう方が11名いらっしゃると。

やはり、また我々も支援会議の中で5回にわたってそれぞれご審議をしていただいた、それを答申を受けたということは、これは委員さん方、会長初め、これは重く受けとめて今回、このような形での提案ということでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

福岡孝道君。

○福岡孝道君

先ほどからいろいろ問題提起されておりますけれども、まず確認したいのですけれども、実施期限が本年度中って非常にこだわっているのですけれども、本年度中にやらなかったら、例えば国から何かそういった罰則とかそういうものがあるのかどうか、それからそれが交付税等に影響があるのか、それから先ほど町長の答弁では1号から3号が11名とおっしゃいましたけれども、1名ですか、過去にその1名というか、1号認定の人をどういうふうに対処してきたのか、そこをお聞きしたいと思います。

それからもう1点、尾田に移した場合に、その増改築等、そういったところが発生しないのかどうか。

それから、尾田に通うための送迎は親がしなくてはいけないという話も聞いたのですけれども、それは保育、今度は認定こども園ということで、保育園と幼稚園を兼ねてやるということなのですけれども、保育園に通う人も幼稚園の部分に行く人も全員、親が送迎をするのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、実施期限についてですけれども、実施期限についての罰則とか、交付税とか、そういうことではございませんが、先ほど町長が申し上げたとおり、1号認定の子供、幼稚園の部分の子供の受け皿がなくなるということになりますので、町内でその子供たちが通える場所がなくなるというようなことが生じます。

従来、そういった1号認定の子供とかがいたのであれば、どのように対処してきたのか

ということなのですけれども、従来までは基本的にはその雇用証明というものをいただきまして、その雇用証明に基づいてその子が保育が必要かどうかということで判断させていただいておりました。

今回、新たに認定制度が変わるということも含めまして、雇用証明のほかに源泉徴収票とか確定申告の写しということで、きちんと両親が働いているという確認をさらにとりなさいというようなことになっております。

そういったことによりまして、例えば今回、仮申請来た際に例えばお母さんは働く意思がありますかということも含めてちょっと聞かせていただいているのですけれども、例えば働く意思がないという方については1号認定になるのですけれども、そういった形での新たな対応が認定に際しての基準が国から示されてきておりまして、それに沿ってやらなければならないことになっております。

あと、尾田の増改築につきましては、現在、30名の定員でもともと建物はつくってありまして、保育所と幼稚園部門合わせて26名ということですので、増改築については予定はしておりません。

ただ、必要なテーブルとかがちょっと足りなくなりそうなので、その部分につきましては購入を検討しております。

最後の送迎の部分なのですけれども、送迎の部分につきましては保育所、幼稚園部門とも全員、送迎については保護者の方をお願いしていただくということで考えております。4月から尾田で認定こども園ということで今、お願いをしておりますけれども、現在、その尾田地域から通う全ての保育所部門、あるいはその幼稚園部門の子供について、送迎が実際にできるのかとか、あるいは例えば市街地から定期的にバスを出して、例えばコスモールから尾田まで出せばいいのではないのか、いろいろな皆さんご提案をしてくださるのですけれども、例えば市街地どこかから定期的なバスで走らせた場合に、そのバスのところ、例えば菟和とか石坂の方はそこまでの送迎をどうするのかとか、そういったなかなか調整が困難な部分もございまして、今回の尾田認定こども園については、送迎につきましては保護者の方をお願いをするということにいたしております。

以上でございます。

○議長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

数年前、オホーツク地区で子供を送迎して父親が亡くなったという事故が亡くなったという事故がありましたよね、吹雪に巻き込まれて。そして、一昨日の羅臼で、それこそ身動きできないぐらい豪雪という、こういうことが起きたとき、尾田にそれがあったときどういうふうな対処をする予定なのですか。

先ほど、交通のこと町長は今後、検討していかなくてはいけないと、検討課題があるのになぜ先に解消しない。そういう問題があるのかかわらず、今後検討する状態ではない

と思うのですね、もう。解消すると言っているのですから。今後、検討するではなくて、もうこれちゃんと決まっていなくてはいけない、こういう問題は。

ちょっとこれは審議不足というか、内部、または父母との詰めが甘いのではないかと思うのです。まず、交通の問題、どういふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

交通の問題につきましては、例えば福岡議員がおっしゃったように吹雪とか、そういった関係で学校等を休校にするというような判断が出た場合につきましては、あわせて保育所につきましてもやはりそういうことが想定されるということで閉所させていただくということにしております。

あわせて、そういった場合につきましても、今まではしていなかったのですけれども、今までは人数が少なかったので尾田については保育所からの連絡でもできたということなのですけれども、そういった連絡網も含めてきちんとしたニーズが増えるので、そういった保護者の連絡網も含めて整備をしていくというようなことで予定しております。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

最後ですので、もう一度、その交通の問題について、ただそれだけでなく、吹雪だけでなく、あそこへ通うときには日陰になってアイスバーンになっている箇所が数あるわけです。事故が起きないとは絶対言い切れないような状況です。まして、親が仕事をしながら何かあって、迎えに行かなくてははいけないというときは、少なからずスピードだって出しかねないわけです、子供が病気になったからちょっと迎えに来てくださいだとか、何かの都合で除雪以外、朝晩の送迎以外にそうやって行かなくてははいけない場合も必ず想定される。

そのような中で、わざわざ尾田に持っていく理由がわからない。場所がない、お金がない、お金がないことは先ほど町長はお金のことは何とかすると言っていましたけれども、場所って本当はないのですかね。例えば交通公園だってあるではないですか、そして、数年前にこういうことが問題があったのであれば、これはもう早くしなかったら1号認定の子供が救えないということであれば、晩成温泉のボイラーよりこっちを先にすべきではなかったのではないですか。子育てをしなくてはいけない、子育てしなかったら少子化も進むので、日本は大変なことになる国だと、そのことに本腰を入れているのに、なぜそれができなかったのか。

そして、これを例えばあと1年延ばしたとき、場所を移して、それからそれなりという

か人数を何人か受けられるような状況をつくる、その余裕はもう絶対ないのですか、1年を延ばすという余裕というのはないのですかね。父兄と話し合ってもその余裕はつくれないのですか、その辺、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伏見町長。

○伏見町長

期間的なことは、先ほどからいろいろと課長も説明していますし、またいろいろとその辺のことは答弁させていただきたいなと思っております。

やはり、我々も初めやはり1号の方々の交通の便ですね、これをやはり一番先に考えたのです。私、先ほど検討するということは、今後、こういうことが長くなっていけば、これはやはりバスか何かでやっていかなければいけないだろうなと思っております。

ただ、一番私たち一番問題あると言ったらちょっと引かかることは、尾田へ通っている、街から通っている保育所が行っている家庭の子供がいるのです。そういう子供だとか、あなた方は今までどおり各自でやってくださいと、認定こども園については町でやりますよというようなことでバスを例えばコスモールから尾田まで送迎させたということになった場合には、同じ条件でやはり送迎も同じくしてくれというような、この要望は来ると思うのです。

そういうことを今度やると、先ほどから何回かいろいろと話も出ていますけれども、それではたまに來たら尾田のうにも1年ぐらい行かせてみるかなんていう、そういう家庭の子供が出てきた場合、その送迎になってしまうのですよね。地域のほうからは余りそういうような形で増えて云々というようなお声もあります。

ですから、これはやはり今、いろいろなことで集まって、今、どういう形でどうやるかということの話し合いもさせていただいていますけれども、やはり僕らもその事故のことが一番心配なのです。ですから、それも11人いっしょやるから1台では乗り切らないです、普通の乗用車。

やはり、その辺をサポート的に何台かの方、何人かの方をお願いをするということですから、この辺もしっかり取り組んでいかなければいけないなと、この辺は今後、今も既に何回かいろいろ協議をやっておりますけれども、このことは今、そういう方々と直にお話をさせていただきながら、どういう形でできるのと、できなければ先ほど言うような、やれる人は送っていくかもしれませんけれども、そういうことにできない、そういうことが心配だという方は家庭で子供さんを云々というようなことかなと思っていません。

ただ、やはりこれが国で1号、2号、3号なんてばんばん決めてくるのではなく、やはり大樹町は大樹町のルールも一つあってもいいのではないかと、これは保育料もそうなのですよね。私は国の基準の1年おくれで、なおかつ安くしてやっていると、そういうようなこともできるのだから、これら国の指示に従って、はいそうですかということでは

やるのもどうなのかなという、そういう疑問も持っています、はっきり言って。

ですから、そういうことも含めて、今後やはり検討していく必要があるだろうということで申し上げたので、これは今、議員がおっしゃるように最悪の場合は一応、そういうことも考えていますし、そういう場合にはお互いに連携をとって、これはそうしたら今日はやめましようとか、云々とかという、そういうようなサポーター云々というような、そういうようなものを立ち上げようと思いますから、そういう中でいろいろと話が出てくるのかなと思っています。

ただ、やはり心配なのは、ちょっとくどいようですけれども、今、実際にお願いしている法人とのそういうような関係がまたちょっと壊れてしまうということになると大変ですから、その辺を連携してやっていかなければならないかなと思っています。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

1点というか、確認みたくなるのですけれども、歴代の町長、幼保一元化ということで非常に努力してきていますし、歴代の町長がイメージされていたことと認定こども園なんか一緒なのかどうかはちょっとわかりませんが、大きな流れの中では今の1号の方がちゃんと入っていけるような、心配なく入っていけるような制度ですので、歴代の町長方が思っていたことの一步前進だなというふうに認識しています。

歴代のそれぞれの行政なり、何なりでやはり福祉事業会など担ってきた大きな役割というのでしょうか、そういうふうな歴史的経過などのことも十二分にこれから作業なり、いろいろ協議などもしていただけたと思いますので、そういうことも踏まえて、最後に言いたいことは今後の町長のお考えの展望というか、この幼保一元化でもいいですし、認定こども園についての幼児教育と言ったらいいのか、そういうふうな展望をぜひお聞きすることが父母の方の安心にもつながっていきますし、我々も拙速という言葉は使いませんが、私もいろいろな諸般の事情でこういうふうなことになったけれども、次のことについては町長、そういうふうなことというふうなことで展望をぜひ1点お聞きしたいと思います。

○議長

伏見町長。

○伏見町長

展望なのですけれども、私の考えていることは今、議員もおっしゃったように長い歴史があるのです、福祉事業会との、これは私はそれ以上申し上げません。

そういう中で、やってきている中で今回もそちらでと、私はそういう思いだった。それがなかなかできませんということですから、場所的なこともありますし、それから老朽化していると、足したところに子供を押し込めるなんていうことは、私はそういうことは避けたいかなと思っていますので、やはりそういうようなことかなと、それで先ほども申し上げ

げたように、やはり5月以降の役員改選のときには、しっかりとこのことには取り組んでくださいと、それに対して私たちもしっかりと支援しますよと。

例えば、今、南と北があるのは、一つになるとか、こちらを幼保一本化にするとか、そういうようないろいろな方策があると思うのです。私は先ほどから申し上げているように、この幼保一元化というのは、ずっと私も唱えてきたほうですから、これはやはりあるべきだと。

ただ、場所的なことは先ほど福岡議員もどこかでできただろうというのですけれども、子供10人集まったら、やはり一部屋ではだめなのですね、走って歩くところも必要だと、外も必要だということになれば、やはり今後の中で早い時期にこの支援計画の支援会議からも答申を受けていますけれども、やはり早い時期にそういうような展望といたしますか、新たな、もう寿命もそろそろ老朽化してきていますから、そういうことも含めて早い時期にある程度、そういうことも見込んだ中でやっていくべきなのかなと思っております。

これはまたしっかりと次の方に実質で引き継いでいきたいと思っています。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

反対の立場で意見を申し上げます。

子ども・子育て支援会議の答申をまだ受けていないうちに、このような条例を変えるとすることはちょっと問題があるのではないかと。議員協議会で説明をし、議会の論戦を経たから条例を変えるべきではないかというように思います。

また、子育ての父母の目線に立ったアンケートのとり方もしていません。やはり、子育てをしている人たちの目線に立ったアンケートのとり方をしてもらいたいと。

民間との協議が良好でなければ、町自体で保育所や認定こども園を考えてみてはいかかかと思えます。それと先ほど町長が言ったとおり、この子育て支援会議というのは、私たちも聞いていると国の中でも3悪法だと言われている法律なのです。それを町自体でやったほうがいいというのは、私もそれを考えていたのです。

でも、この条例改革はまだ論議を尽くされていないうちにやるということは、私は時期尚早と思えますので、この条例改革に対しては反対を申し上げます。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

福岡孝道君。

○福岡孝道君

私は、大樹町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

日本は、数十年後には人口が激減と言われております。その要因は、団塊の世代の方々が多く亡くなることもありますけれども、少子化による若い方々が増えないことも大きな要因であることは、皆様方もご存じのことと思います。

その要因として、核家族や女性の社会進出、所得格差など、子育て環境の悪化にあります。国や自治体は、このことに目をつむり、保育所や幼稚園を十分につくらず、その結果、待機児童が増えます。

数年前より、国はこのことに気がついて危機感を持って子ども・子育て支援制度や認定こども園などを制定し、子育て環境を高めようとしております。

これらの制度が十分に機能すれば、育児・保育が安心して行え、少子化の歯どめにも寄与するものと思えます。認定保育園制度は、このような理念に基づいて制定されたものではないかと思っております。

しかしながら、今、大樹町で行おうとしている認定こども園は、この理念に沿ったものではないのではないかと思います。市街地から十数キロも離れた場所、そしてニーズも少ない場所に認定保育園を設置しようとしています。この十数キロの離れた認定こども園の送迎は親がしなければならないといえます。冬道の危険性をどう考えているのか、先ほど質問しましたけれども、数年前、オホーツクで起きた吹雪の中で子供をかばって亡くなった父親、そして一昨日の羅臼での豪雪、このような事態が大樹町で起きないとは絶対に断言できません。

国で目指す子育て環境の改善に真っ向から逆行するものであります。

また、大樹町が先に決めました第5期大樹町総合計画にあるコンパクトシティーにも相反するものであります。

その結果、このニーズが少ないところにそういう保育所をつくって、そしてこの応募が少なくなってくるとまた中島や歴舟の小学校のように廃止ということも考えられます。尾田に認定こども園をつくるというのは、ただ単にそこに旧保育所があるからという役所の目線であり、子供を生んで育てる親の目線ではないと思います。

よって、認定こども園を設置する本条例の一部改正には、反対し、この議決をもう少し先に延ばすようにしたいと思っております。

以上で反対討論を終わります。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号大樹町立保育所設置条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

起立5名。起立少数であります。

よって、原案は否決されました。

休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第3号

○議長

日程第8 議案第3号平成26年度大樹町一般会計補正予算(第12号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成26年度大樹町一般会計補正予算(第12号)についてお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出それぞれ439万9,000円の追加補正であります。

それぞれ内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

布目総務課長。

○布目総務課長

それでは、議案第3号平成26年度大樹町一般会計補正予算(第12号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ439万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,393万1,000円とするものでございます。

資料でご説明いたしますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、総務費関係で354万円の増額です。

財産管理費、町有地建物維持管理経費、需要費で153万1,000円の増。需要費中ですが、まず1点目は印刷製本費として、大樹町全図、町全体を範囲とする縮尺5万分の1のカラー刷りの地形図、これの在庫が切れましたので300枚印刷する経費26万円と、それからもう1点は修繕料となりますが、職員住宅の独身寮などの入退去に伴う修繕ということで、主に床、壁、畳などの内装、それから暖房器、流し台などの修理、交換ということで、4件分として127万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、下がりまして諸費でございますけれども、行政区会館等維持管理費で200万9,000円の増額でございます。先ほどの設置条例の関係にする部分でございますけれども、1点目、需要費では中島・歴舟地域コミュニティセンターの設置に伴い、災害時などの停電時の電源となる非常用発電機の燃料のLPガスの燃料ですね、それから両施設の暖房用の燃料の灯油の購入費で101万7,000円を計上しております。

それから、この両施設の開設時の初動的な消耗品といたしまして、施設の掃除用具、分別用のゴミ箱、シャワー室の脱衣かご、食器、鍋、やかんなどの調理器具など、約30点ほど、43万9,000円ほど計上しております。

それから備品購入費では、非常用発電機の燃料のLPガス50キロボンベでございますが、これの容器の32本分、買い取り経費といたしまして55万3,000円を計上しております。

なお、このボンベですけれども、1施設当たり50キロボンベ16本、800キロに相当するわけですけれども、施設全体の電源を確保しまして、連続運転をいたしまして約3.5日分ほどの量に相当するということで、初動的に見込んでおります。

それから、次の農林水産業費関係でございますけれども10万9,000円の増額でございます。農業委員会費、農業委員会運営事業では、金額の増減はございませんが、平成26年度の農業委員会等活動推進事業に対する北海道からの補助金の追加交付がござい

ましたので、財源の組み替えとして一般財源から道補助金へ45万8,000円を組み替えるものでございます。

それから、農地中間管理事業では10万9,000円の増額でございます。北海道農業公社からの受託費11万円の増額の事業費確定に伴う補正でございます。報酬から使用料及び賃借料を内容精査をいたしまして組み替えの増額、減額の補正をお願いするものでございます。

一番下段ですけれども、商工費関係では75万円の増額でございます。

観光振興費、観光振興対策事業の需要費で75万円の増でございます。これは、ふるさと納税者に対するお礼の品の購入経費の補正をお願いするものでございます。規定予算では、400件分、200万円と見込み、補正などによる予算措置させていただいておりましたが、昨年の12月末現在で430件を超える寄附申し込みがあり、予算に不足が生じるため、今後の見込みを150件程度と算定し、75万円の追加補正をお願いするものでございます。

次ページでございますけれども、資料での合計でございます。4ページでございます。

補正額439万9,000円でございます。財源といたしましては、国、道支出金45万8,000円、その他で北海道農業公社からの受託費11万円、一般財源で383万1,000円を計上しております。

次に、お戻りいただきまして2ページの第1表歳入歳出予算補正の歳出をご覧くださいと思います。

ここでは、2款の総務費から7款商工費まで、補正前の額67億3,953万2,000円、補正額439万9,000円、計で67億4,393万1,000円、もう1枚、お戻りいただきまして歳入でございます。

15款道支出金から20款諸収入まで、歳入合計、補正前の額67億3,953万2,000円、補正額439万9,000円、計で67億4,393万1,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之君

2点ほどお願いをいたします。

職員住宅の予算が出てまいりました。これ、入れ替えによってということなので、おおよそはわかるのですが、そんなに傷んでいるのですか、現実的に。これは何年ぐらい入っておられたのか、一つ。1カ月で退所したのか、2カ月で退所したのか、もう10年も15年もずっとそこにおられたのか、ここら辺。

それから、もう一つは役場の中に営繕の方がおられますよね、その方が直せないものばかりなのか、どうなのか。ただの入れ替えなのか、表替えなのか、そのぐらい使えないものなのか、ここら辺をまず一つお聞きをしたいと思います。

それから、行政区会館、ボンベ買い取りというお話がございました。これは、緊急時のための発電のためということで意味はわかるのですが、これボンベって何年もつのですか、多分、少なくともずっと持つものではないような私は気をしております。多分、検査を受けなければならないものだろうというふうに思うのですが、そのたびにボンベの借りかえが発生するものなのか、それとも行政区会館としてお使いになるわけですから、それにも使えるのか、使えないのか、緊急時ですから全部使うというわけにはいかないというのも理解をいたします。

そこで、そこら辺の中身をもう少しお教えをいただきたいと、こういう状態でこうなるのですということをお願いを、この2点、お願いをしたいと思います。

○議 長

松木企画課長。

○松木企画課長

私のほうからは、職員住宅の関係をご説明させていただきます。

今回、修繕費として計上させていただきました職員住宅につきましては、新しい独身寮と呼ばれるところが3室、それから双葉町にある2軒長屋の職員住宅が1件でございます。

居住年数につきましては、基本的に2年で、今、新しい独身寮のほうは新採用職員に明け渡すという形になっておりますので、その年数なのでございますが、実は新しい独身寮につきましては平成8年に整備されまして、今回、その流し台とか暖房器、それからクロスの張りかえということで、これにつきましては設置を全く手をかけていない状態でございます。

それによりまして、新しい独身寮につきましては3室で約73万円程度かかってございます。

それから双葉町の住宅につきましては、実は非常に古うございまして、昭和49年の建物でございます。今回、そちらに居住されている方が退去をなさったわけなのですけれども、住宅の不足により、どうしてもそこを使わなければならないと、さすがにその古さがありまして断熱性とかも含めましてかなりの修理が必要であるということで、そちらで約70万円程度の予算となっております。

執行残が若干の予算の残りがございましたので、17万円程度は既存予算の中で整理するというので、今回、約127万1,000円程度の修繕料の補正ということになっていきます。

それから、営繕担当の大工さんで直せないのかということなのですが、メインが暖房器であったり、断熱材であったり、それからクロスの張り替えということでございますので、

直営での修繕が困難かなということで、このように予算要求をさせていただきました。

計画につきましては以上でございます。

○議 長

布目総務課長。

○布目総務課長

まず、ボンベの耐用年数の関係なのですけれども、5年ごとに耐圧検査、容器自体、これを行うことになっておりまして、その5年ごとに検査を受けて、一定の圧力かけてオッケーであれば次のまた5年ということになりますので、ここでは容器自体の耐用年数はそこで合格すれば、また継続しているという考え方で今おります。

それから、付随している調整器、こういうあれなのですが、それが7年の期限になっております。調整器の場合は交換が必要になっている、7年で交換が必要です。そのときにまた若干、経費がかかるかなと思っております。

それから、行政区会館自体の運用できるかという、こういうお話でしたけれども、先ほどの補正でお願いしたものは発電機のカスでございまして、会館のほうは別に今回、規定予算の中でやらせていただいております、そちらは別な形で予算執行させていただいております。会館と別な形になっております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

説明は十分、わかりました。

独身寮の関係、住宅の関係、現実的には断熱、それからストーブだとかいろいろ出てくるのだらうと思うのですが、少なくともやるのであればきちんと寿命化を考えてやっていただきたいなと思います。小手先だけでやらないで、やるのであればきちんと誰が入っても寒くないように、年数も古いので、断熱材も多分入っていないという気をいたします。

ですから、それはやはり居住を家賃もいただくわけですから、少なくともきちんとした形をとっていただきたいなとお願いをまずしておきます。

次に、ボンベの関係、これ課長方ちょっと誤解をしている部分がございます。ボンベというのは5年ごと、このとおりです。だけど、何年か経つとだめなのです、耐圧検査できません、現実的には。

一般の家庭でも置いているプロパンもお借りをしています、あれも耐圧検査を何回かしたら、このボンベが使えないという決まりになっているようでございます。ですから、そこら辺ももう少しお考えをいただいたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。それであれば灯油のほうがいいのか、だけど災害時だけ使うということになれば、そのガスは使わないのですよね、入っているけれども、でしょう。

私から考えると不合理だなと、不合理ではないなら、災害に使うのだから必要なのだと

というのは十分わかっていますが、これ違う方法がとれないのかなと、これかかってきますよ。

これは貸してくれないのですか、こちら辺は協議は、だって一般家庭、貸してくれていますよね。使わないから、逆に言えば貸しているほうが利益として一銭も発生してきませんより、ガス、そうでしょう。3日程度の16本つけるわけだから、1年に1回訓練をしますと、炊きますと言っても3日分炊かないよね、そういう問題も含めてもう少し協議をしたらいかがかなと思うのですが、そういう検討ってされたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

布目総務課長。

○布目総務課長

1点目の耐用年数の関係でございましたが、私も5年ごとの検査ということでご指摘のとおり、ちょっと私もうろ覚えで申しわけございません。たしか十何年か、12年か15年で交換かなというのがちょっとありましたけれども、ちょっと手持ちに資料ございました。

そして、それから燃料の関係ですけれども、これは建物建設する当時から非常用発電機はやはり必須の設備だろうということで項目に入っていましたが、燃料については確かにLPガス、例えばガソリンとか重油とか、さまざま今あるというふうに聞いています。

現に東北のほうの被災地にうちの職員何名か視察に行って、現地のアドバイスでこういうガスの燃料のほう有利だろうということは、そのときに燃料の例えば各家庭にボンベが10キロボンベとか20キロボンベがあったと、それをつないで何とかしたという話もあって、この場合にはこういうガスのほうが手短に入るのだろうということで考えています。

それと、平成23年度にLPガス協会と災害時の提携を結びました。このために結んだわけではないのですけれども、そのころから実はありまして、そこを相談をいたしましたら、災害時にあっては優先的に物が供給できるということもあって、ガスということで一つ選定をしておりました。

そこで、ご質問の買い取りの関係なのですけれども、ガスメーターをつけてやる方法になると、ずっと例えば基本料金ですとか使わなくてもかかるということがありまして、今回、はっきり言ってこういう燃料は使わないほうがいいのかと思うのですが、いつ使うかわからない燃料で、ちょっと算定も実はできなかったのが正直なところで

そうしますと、長くなれば基本料金をずっと払い続けていかなければならないということがあって、ガス屋さん等、大樹にも何件かおりますので、その方々と相談をした結果、やはりこれはいずれもガスメーターで供給するよりも、ここで一括買ったほうが有利ではないかというアドバイスもいただいて、今回、こういうふうに備品購入費で最初、購入さ

せてもらったというのが私どもの検討の内容でございました。

よろしく申し上げます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

ほかのものよりも供給も安全性も加味した上で決断をされたということですから、それには異議を唱えません。

この10年か15年には予算が必ず出てくるのだから、そこら辺も十分お考えをいただき、経費のかからない方法、災害時には必ず必要なのですから、しっかりとそれから災害のとき、あそこの海が近いですから、十分、そのプロパンが爆発するような、ただチェーンで押さえておくような形をとらないようお願いをしておきます。

ガスが相当爆発したという三陸沿岸等ではありましたので、そういう面も十分お考えをいただいて設置をしていただきましたと、これはその都度、予算が期限ごとに出てくるという認識をしておきますので、なるべく安く上がって、安全にできるようお願いをしておきます。

終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号平成26年度大樹町一般会計補正予算(第12号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 2時29分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第4号

○議 長

日程第9 議案第4号工事請負契約締結事項の変更についての件を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました、議案第4号につきまして、提案理由のご説明と内容説明を私のほうからさせていただきます。

本件につきましては、工事請負契約締結事項の変更についてということでございます。

このたび、過日、大樹町晩成温泉施設木質バイオマスの導入工事の議決をいただいたところでもございます。

その後、いろいろと工事の進捗、今のところ順調に経過しておりますが、たまたま、この変更理由といたしましては、煙突の部分の過程でコンクリート製煙突に使用するライニング材というのがあるそうです。これが、工期内の入手が困難となったために、鋼製に取りかえるというようなこと。

それと設備の関係では、それぞれ熱交換機、ポンプ、配管類等の変更がございまして、温泉施設の日常管理であります湯張り及び逆洗作業について送水量の増及び送水温度の上昇を図る、そしてまた管理作業の改善及び効率化を図るというようなことで今回、進めてまいりたいと思ひまして、これらに要する経費が182万5,200円、契約金額から変更したいという内容でございます。

朗読をして説明にかえさせていただきます。

工事請負契約締結事項の変更について。

平成26年の11月28日議決、平成26年12月1日契約締結の大樹町晩成温泉施設木質バイオマス工事請負契約事項を次のとおり変更し、契約を締結する。

工事名、契約方法、変更前の契約金額は同額です。変更後の契約金額が9,924万1,200円ということで、182万5,200円の増でございます。

これは、先ほど私が申し上げたような内容でございます。

契約の相手先についても同じでございます。

参考には、ここに新築の規模等でございますけれども、これも変更ございません。構造では、木造平屋建てが7万9,695平米、木質バイオマスボイラーが1基と、定格出力

が360キロワットということでございます。

工期は、契約の翌日から平成27年3月31日までという内容でございます。

失礼しました、木造平屋建ての機械室ですけれども79.695平米であります。済みません。

ということで、参考までの工事内容、そして工期等についても前回同様でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

11月28日に議決して、3月31日まで完成させるというのは議会で認めたのでいいと思います。

ただ、心配なのは今回、熱交換機121から160に熱量増やしていますよね。ポンプも4台から6台、配管も65から80、100となったのですけれども、今、施設の利用の中で湯張りだとか、逆洗作業の効率の改善を図るといのはいいのですけれども、一番心配なのはそのもと、ボイラー。360キロワットって本当にこれだけ施設の能力、周りの施設を上げておいて、本当の親元が360ワットで大丈夫なのかと、ひょっとしたらまた後から変更届け出るようでは困るのです。

実際やってみたらやはり周りの施設の能力はあるのだけれども、ポンプのボイラーが能力なくて、結局、湯張りが6時間、7時間かかったのでは何の意味もないのです。その辺は大丈夫なのかと、そこだけちょっと確認させてください。

○議 長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

もともとのボイラー360キロワット、十分、使用可能ということで今回、このポンプ量、あと熱交換機等のこれだけ変更をさせていただきたいというようなことでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ということは、3月31日までの工事の間にはボイラーの変更はないということで約束できますね。

○議 長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

元のボイラー360キロもこれ以上、十分足りるというように認識しております。
以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

十分でなくて、確実な返事をお願いします。十分という答弁はちょっとあやふやなので。

○議 長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

申しわけありません。変更はございません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号工事請負契約締結事項の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成27年第1回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時35分